

東海村自治会長様（お知らせ）

令和7年12月29日
茨城県農林水産部畜産課

鳥インフルエンザ発生に伴う鶏の焼却処理について

令和7年12月24日、城里町の養鶏農家において鳥インフルエンザが発生し、鶏を処分することとなりました。処分された鶏については、家畜防疫の観点から早急に焼却処理を行う必要があります。

焼却処理については、複数の対応可能な施設に依頼する予定であり、その一つとして株式会社東海クリーンにお願いすることとなりました。

農林水産省が策定した「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、適切に処理を行いますので、御理解と御協力をお願いいたします。

1 焼却に係る対応について

- ・運搬車両は徹底した消毒を実施したうえで搬出します。
- ・輸送中は途中の消毒ポイントで追加消毒を行うなど、防疫措置を徹底しています。

2 焚却期間

令和8年1月13日（火）～令和8年1月31日（土）

※ 焚却場の稼働状況により前後する可能性があります。

3 焚却量

約 24トン／日

【お問い合わせ先】

茨城県北家畜保健衛生所

TEL:029-225-3241

茨城県農林水産部畜産課

TEL : 029-301-3988